

ふじさわあんしんセンター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の関係機関と連携して、地域のセーフティーネットとして、権利擁護の支援を行っている藤沢市社会福祉協議会が運営するふじさわあんしんセンターの事業運営に係る経費に対し、補助金を交付することにより、市民の生命、財産、権利を擁護し、市民が安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

2 ふじさわあんしんセンター補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)の定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象は、ふじさわあんしんセンターの運営に係る経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) ふじさわあんしんセンターの運営に係る職員等の人件費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費に対し、市長が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業計画説明書
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 定款
- (4) 職員名簿
- (5) 事務分担表
- (6) 積算内訳書
- (7) その他、市長が必要と認めたもの

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 代表者はこの事業施行に関して必要な書類を整備するとともに、この補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) この事業施行について、市は随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。
- (3) 代表者は、職員に異動があるときは、あらかじめ市長と協議をして、調整をしなければならない。

(事業の計画変更)

第6条 前条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認められるものについて、事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、年12回の前金払とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、交付決定した年度終了後1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第7号様式)

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。